

和泉市就学援助に関する規則（昭和47年和泉市教育委員会規則第7号）

（目的）

第1条 この規則は、教育基本法(平成18年法律第120号)第4条に規定する教育の機会均等の趣旨にのっとり、学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定に基づき、経済的理由によって就学困難な児童、生徒及び就学予定者の保護者に対し必要な援助を行い、義務教育の円滑を図ることを目的とする。

（援助対象者の基準）

第2条 教育委員会は、和泉市立学校に就学若しくは翌年度就学予定の児童及び生徒又は和泉市に居住し、市外の公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校に就学若しくは翌年度就学予定の児童及び生徒の保護者(以下「保護者」という。)で次の各号のいずれかに該当する者に対して援助を行う。ただし、現に他の市町村から就学援助を受けている者を除く。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者

(2) 前号に規定する者に準ずる程度に困窮している者(以下「準要保護者」という。)

（準要保護者の認定要件）

第3条 準要保護者と認める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者

ア 生活保護法第26条に基づく保護の停止又は廃止

イ 地方税法(昭和25年法律第226号)第295条第1項に基づく市町村民税の非課税

ウ 地方税法第323条に基づく市町村民税の減免

エ 地方税法第72条の62に基づく個人の事業税の減免

オ 地方税法第367条に基づく固定資産税の減免

カ 国民年金法(昭和34年法律第141号)第89条及び第90条に基づく国民年金保険料の免除

キ 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第77条に基づく国民健康保険料の減免又は徴収の猶予

ク 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第4条に基づく児童扶養手当の支給

ケ 国民年金法、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)その他の法令に基づく障害年金又は遺族年金の受給

(2) 前号以外の者で、次のいずれかに該当するもの

ア 当該保護者の属する世帯全員の前年分(次条第5号の入学準備金に係る就学援助については、前々年分)の合計所得金額が、生活保護法第8条第1項の規定により厚生労働大臣が定める基準の例により測定した当該世帯の需要の額の1.1倍を目安として教育委員会が定める所得基準額以下である者

イ 申請日において失業中であり公共職業安定所に求職申込をしている者

ウ その他要保護者に準ずる程度に困窮し、教育委員会が特に援助を行うことが必要であると認める者

（援助の種類）

第4条 教育委員会が行う援助の種類は、次のとおりとする。ただし、生活保護法第13条の規定による教育扶助及び本市又は他の市町村が支給する就学援助等と重複して支給することはできない。

【根拠規範】27 大阪府和泉市 2-1

- (1) 学用品費
- (2) 通学用品費
- (3) 校外活動費
- (4) 修学旅行費
- (5) 入学準備金（就学予定者の保護者に限る。）
- (6) 新入学学用品費（就学年度の4月1日以降に本市に転入した者に限る。）
- (7) 学校給食費
- (8) 医療費（学校保健安全法施行令(昭和33年政令第174号)第8条に定める疾病の治療に要する費用に限る。）
- (9) 独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成14年法律第162号)第17条第4項の規定による災害共済給付に係る共済掛金のうち保護者から徴収する額
(申請)

第5条 就学援助（前条第5号の入学準備金を除く。）を受けようとする保護者は、毎年4月末日までに（中途転入学等については、そのつど）、就学援助費受給申請書（様式第1号）により、児童及び生徒の就学する学校又は教育委員会へ申請しなければならない。

2 前条第5号の就学援助を受けようとする保護者は、就学の前年度の3月末日までに学校又は教育委員会へ申請しなければならない。

（援助の認定）

第6条 教育委員会は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査のうえ、学校長、民生委員、児童委員及び福祉事務所長の助言を求めて認定する。

（援助費の支給）

第7条 前条により認定した援助費は、各学期末（第4条第5号の入学準備金については、この限りでない。）に教育委員会を通じて保護者に支給する。ただし、学校納付金等を納付していないときは、学校長を経由して保護者に支給する。

2 前項の規定にかかわらず、第4条第8号に係る就学援助は、医療機関又は薬局に支給する。ただし、これによることができないときは、保護者に支給する。

（帳簿の作成等）

第8条 学校長は、前条の規定により交付した金銭の処理について、次の帳簿を作成し、及び整理しなければならない。

- (1) 就学援助者認定台帳
- (2) 金銭出納簿
- (3) 就学援助費個人支給明細書

（認定の取消し）

第9条 教育委員会は、保護者が虚偽その他不正の申請をしたとき又は転出、辞退その他援助の必要がなくなったときは、認定を取り消し、既に支給された就学援助費の全部又は一部の返還を求めるものとする。

（細則の委任）

第10条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

【根拠規範】27 大阪府和泉市 2-1

2 この規則施行の日前にした処分、手続その他の行為は、この規則によってしたものとみなす。

附 則（昭和51年教委規則第9号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の和泉市就学援助に関する規則の規定は、昭和51年4月1日から適用する。

附 則（平成19年教委規則第1号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年教委規則第4号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成26年教委規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年教委規則第18号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年教委規則第16号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の和泉市就学援助に関する規則の規定は、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成30年教委規則第11号）

（施行期日）

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成30年度就学児童生徒の保護者に対する入学準備金の支給については、この規則による改正後の和泉市就学援助に関する規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

【根拠規範】27 大阪府和泉市 2-1

(様式第1号)

年度就学援助費受給申請書 (兼認定台帳)

申請 (保護) 者	申請年月日	年	月	日	受 給 児 童 生 徒 氏 名							
	(住所) 和泉市	(電話番号)			フリガナ 氏 名		フリガナ 氏 名		フリガナ 氏 名			
	フリガナ	フリガナ			フリガナ		フリガナ		フリガナ			
	(氏名)	※(下記に申請印)			生年月日	年	月	日	生年月日	年	月	日
		学年	級		年	級		年	級		年	級
※ 年度就学援助費は下記を承諾したうえで申請します。 ① 審査に当たり、住民基本台帳法に基づく世帯状況、前年中所得、申請理由の確認は教育委員会に委任すること ② 学校給付金等を学校に納入していないときは、学校長を経由して支給・還付すること										申請理由		
世 帯 構 成 (家人も含む)	氏 名	世帯主との続柄	生年月日	職業・勤務先または学校名	※ 備考							
	1											
	2											
	3											
	4											
	5											
	6											
合計	世帯人数	(注意) 所得の申告を済ませていない場合は、申請に申告を求めさせていただきます。 収入のない方も収入がないこと申告していただく必要があります。										
振込希望金融機関名				1. 持家 2. 借家 家賃月額()円								